

証券コード 5162  
2026年6月8日

株主の皆様へ

埼玉県さいたま市大宮区土手町二丁目7番2

株式会社**朝日ラバー**

代表取締役社長 渡邊 陽一郎

## 第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.asahi-rubber.co.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主の皆様へ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「朝日ラバー」又は「コード」に当社証券コード「5162」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）もしくはインターネットより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後6時までには議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市大宮区土手町二丁目7番2  
株式会社朝日ラバー 本社 8階会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第56期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第56期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容の一部改定の件

第5号議案 当社株式等の大規模買付け等に関する対応策（買収への対応方針）の導入の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

### 【ご案内】株主懇親会中止のお知らせ

今年の株主懇親会は中止とさせていただきます。  
また、ご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。  
株主の皆様には、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

### ●お知らせ

従前、定時株主総会後に「定時株主総会決議ご通知」及び「株主通信」をご送付しておりましたが、地球環境等へ配慮した省資源化の観点より、本定時株主総会より紙面による発送を取りやめることといたしました。

「定時株主総会決議ご通知」及び「株主通信」は本定時株主総会後に当社ウェブサイトへ掲載いたしますので、ご参照ください。

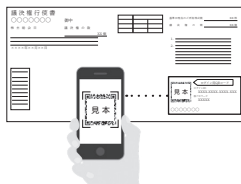


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにてログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

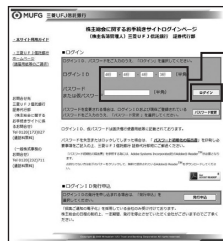


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループは「私たちは人を豊かにしてグローバル社会貢献度が高い技術会社になる」ことを目指し、2030年を見据えた「AR-2030VISION」を掲げています。当連結会計年度は、「AR-2030VISION」の実現に向けて2023年4月からスタートした第14次三ヵ年中期経営計画の最終年度となり、「魅力を高め、新たな価値を提供する」を経営方針に、重点事業である光学事業、医療・ライフサイエンス事業、機能事業、通信事業のさらなる成長に注力しました。

当連結会計年度における事業環境は、世界的なインフレや円安を受けた資源価格の上昇、さらには米中関係の冷え込みや中国経済の停滞など、企業を取り巻く環境は先行き不透明な状況が続きました。加えて下期からは、イラン情勢の緊迫化に伴う資源調達リスクと価格上昇も加わり、より一層厳しい事業運営を強いられました。そのような事業環境においても、各重点事業の将来に向けた施策を積極的に行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、連結売上高は工業用ゴム事業、医療衛生用ゴム事業とも販売が増加したことから連結売上高は78億5千2百万円（前期比2.8%増）となりました。利益面においては、連結営業利益は1億9千7百万円（前期は営業利益2百万円）、連結経常利益は1億8千9百万円（前期比507.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億5千8百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失2億3千6百万円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

#### 工業用ゴム事業

工業用ゴム事業では、自動車向け製品の受注は、自動車内装照明用のASA COLOR LEDが採用車種の販売状況の影響により減少しましたが、Oリングやスイッチ用などの精密用ゴム製品の受注が増加いたしました。また、卓球ラケット用ラバーも受注増加傾向が続き売上高は増加しました。自動認識機器に使用されるRFIDタグ用ゴム製品は、経済環境や生産調整影響により売上高が減少しました。

この結果、工業用ゴム事業の連結売上高は59億4千7百万円（前期比1.2%増）となりました。セグメント利益は、3億5百万円（前期比165.8%増）となりました。

#### 医療・衛生用ゴム事業

医療・衛生用ゴム事業では、引き続き診断・治療向けの採血用・薬液混注用ゴム栓が増加いたしました。また、医療用逆止弁、プレフィルドシリンジガセット製品、手技シミュレータ製品の受注についても堅調に推移いたしました。

この結果、医療・衛生用ゴム事業の連結売上高は19億5百万円（前期比7.9%増）となりました。セグメント利益は販売製品構成変化の影響により1億3千1百万円（前期比24.4%減）となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額7億2千1百万円であります。その主なものは工業用ゴム事業に係る生産設備増強、省力化投資等の実施により5億4千4百万円、医療・衛生用ゴム事業に係る生産設備増強、省力化投資等の実施により1億6千9百万円であります。

#### ③ 資金調達の状況

所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入によって調達いたしました。また、資金調達の機動性確保及び資金効率の改善等を目的に、主要取引金融機関と10億円のコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は10億円であります。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

## 企業集団の財産及び損益の状況

区 別	第53期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第54期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	第55期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	第56期(当期) 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売 上 高(百万円)	7,205	7,180	7,639	7,852
経 常 利 益(百万円)	194	195	31	189
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親 会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	203	133	△236	158
1株当たり当期純利 益又は1株当たり当 期純損失(△) (円)	44.75	29.38	△51.74	35.07
総 資 産(百万円)	9,387	9,414	9,299	9,731
純 資 産(百万円)	4,889	5,042	4,880	5,024
1株当たり純資産額 (円)	1,077.92	1,105.64	1,069.60	1,119.60

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Asahi Crosslink Corporation	千米ドル 200	% 100	工業用ゴム製品の販売
株式会社朝日FR研究所	千円 10,000	100	ゴム及びプラスチックに関する研究開発の受託
朝日橡膠（香港）有限公司	千香港ドル 19,700	100	工業用ゴム製品の販売
東莞朝日精密橡膠制品有限公司	千人民元 17,551	100	工業用ゴム製品の開発、 設計、製造、販売
朝日科技（上海）有限公司	千円 50,000	100	工業用ゴム製品の開発、 設計、販売
株式会社朝日フロントメディック	千円 50,000	100	医療機器・医療機器用製品の 販売

(注) 議決権比率は子会社による間接所有を含んでおります。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、2030年を見据えたビジョンを「AR-2030 VISION」として定め、その行動指針は、「ステークホルダー・エンゲージメントを高める」としています。会社は社会のためにあること、また持続的に社会の責任を果たして社会に貢献できる企業であり続けることを常に考えていきます。そして私たちを取り巻くすべてのステークホルダーとの対話を通じて、企業価値を高めてまいります。

この「AR-2030 VISION」の実現に向けて、2026年4月から2031年3月までとする五カ年の第15次中期経営計画を策定しました。現在、当社が展開する4つの事業を取り巻く環境は、新たな時代の潮流の中で劇的な変革の時を迎えています。私たちが目指す創造の先にある未来社会を実現するためには、これまで以上に強固な基盤と柔軟な戦略が必要不可欠です。本計画では、従来の中期計画期間における着実な貢献と、長期的な目標を見据えた先行施策の両立を柱とし、テーマに「Beyond 2030」を掲げました。2030年という節目を通過点と捉え、その先を見据えた持続的な成長を目指すとともに、現在の中核である4事業をベースとしつつ、将来を見据えた市場への挑戦と事業の枠組みの再構築を推進します。

本中期経営計画の基本方針は、「ウェルネスブランディングで持続的な成長を目指す」としました。当社は、「モビリティ（自動車）」、「医療」、「スポーツ・健康」、「生活」に分類される市場向けに新製品・開発製品の提案と提供を続けてまいりました。

これらの市場に向けて、既存製品や新製品の開発を継続して進めてまいります。これまでのマーケティング活動を踏まえて、それぞれの市場で「ウェルネス」をキーワードとする領域が、当社ならではの製品力、技術力を評価していただける領域であり、ここで当社が大きく成長できる可能性がある判断いたしました。この「ウェルネス領域」で技術力を高め、お客様や市場の課題解決に向けた提案で収益を獲得していくためには、従来の取り組みだけでなく、①OEMからODM（設計から製造までを一貫して受託メーカー側が行う）への提案力と実効性、②事業間の技術やノウハウの融合、③外部とのアライアンスによるビジネスモデルづくり、が必要となることを認識し、この中期経営計画の期間で発展させてまいります。「ウェルネスブランディング」には、「ウェルネス領域」に向けて当社の価値を発信することを全社共通認識として活動していくことでブランディングを進めていくという

思いを込めています。その定量目標は連結売上高100億円以上、連結営業利益率5%以上としました。

当社の競争力の源泉は、長年の製品開発で培われた「色と光のコントロール技術」「素材変性技術」「表面改質・マイクロ加工技術」の3つのコア技術を複合・融合させる力にあります。他社から断られた難題でも「朝日ラバーだったら何とかしてくれる」というお客様の信頼に応え続ける実現力と、独自の技術こそが、グローバル市場で勝ち抜くための最大の強みであり、さらに成長させていきます。

また、「ウェルネス領域」に向けて新たな価値を提供するためには、まずその価値を創り出す従業員自身が幸福な状態にあることが不可欠であることから、従業員のウェルビーイングを高める活動を推進します。従業員の心身の健康と主体的な挑戦が、高品質な製品開発やサービスの向上につながり、それが結果として持続的な企業の成長を生み出すという好循環を目指しています。

私たちは、「個性を尊重し特徴ある企業に高めよう。豊かな人間関係、生活の向上を目指し社会に奉仕しよう。」という当社の社訓を心に刻み、当社を取り巻くステークホルダーの皆様との対話を通じて、さらに次の世代へとつなげていきます。

株主の皆様におかれましては、今後もより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは車載用機器、電子・電気機器、産業機器、スポーツ用品等に使用される工業用ゴム製品、医療機器等に使用される医療・衛生用ゴム製品の製造販売を主要な事業としております。

主 要 事 業
工 業 用 ゴ ム 事 業
医 療 ・ 衛 生 用 ゴ ム 事 業

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

本 社：埼玉県さいたま市大宮区土手町二丁目7番2  
福 島 工 場：福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字坊頭窪1番地  
第二福島工場：福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字山崎山1番地3  
白 河 工 場：福島県白河市萱根月ノ入1番地21  
白河第二工場：福島県白河市萱根月ノ入1番地21

② 子会社

Asahi Crosslink Corporation : アメリカ合衆国イリノイ州  
株式会社朝日FR研究所 : 埼玉県さいたま市大宮区  
朝日橡膠(香港)有限公司 : 中国香港  
東莞朝日精密橡膠制品有限公司 : 中国広東省東莞市  
朝日科技(上海)有限公司 : 中国上海市  
株式会社朝日フロントメディック : 東京都中央区

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
工業用ゴム事業	412 (9) 名	25 (△3) 名
医療・衛生用ゴム事業	76 (0) 名	2 (0) 名
全社 ( 共通 )	50 (2) 名	5 (△3) 名
合 計	538 (11) 名	32 (△6) 名

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数(準社員、嘱託、パートタイマー)は年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。

2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない研究部門及び管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	242 (2) 名	9 (▲3) 名	42.4歳	16.4年
女 性	93 (8) 名	7 (▲3) 名	43.6歳	16.7年
合計又は平均	335 (10) 名	16 (▲6) 名	42.7歳	16.5年

(注) 従業員数は就業員数であり、当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含みます。

なお、臨時雇用者数(準社員、嘱託、パートタイマー)は年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。また、派遣社員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	532百万円
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	471
株 式 会 社 東 邦 銀 行	408
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	316
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	285
株 式 会 社 常 陽 銀 行	150
株 式 会 社 大 東 銀 行	93

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 11,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,618,520株
- (3) 株主数 2,996名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 伊 藤 コ ー ポ レ ー シ ョ ン	477,500株	10.4%
晋 文 金 属 株 式 会 社	343,100	7.4
朝 日 ラ バ ー 従 業 員 持 株 会	243,928	5.3
佐 藤 尚 美	228,700	5.0
朝 日 ラ バ ー 共 栄 持 株 会	223,000	4.8
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	222,528	4.8
株 式 会 社 東 邦 銀 行	207,400	4.5
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	196,500	4.3
黄 聖 博	139,000	3.0
横 山 林 吉	138,360	3.0

(注) 持株比率は自己株式 (3,777株) を控除して計算しております。なお、当該自己株式には「取締役向け業績連動型株式報酬制度」の導入において設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P 信託口) 所有の当社株式30,468株及び、従業員向け「株式付与ESOP信託制度」の導入において設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与ESOP信託口) が保有する当社株式96,600株は含まれておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式の状況  
該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2026年3月31日現在)  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡邊陽一郎	Asahi Crosslink Corporation取締役 株式会社朝日FR研究所取締役
専務取締役	大槻尚文	事業・品質保証担当兼技術本部長 株式会社朝日FR研究所代表取締役社長 東莞朝日精密橡膠制品有限公司董事
取締役	滝田充	営業担当 株式会社朝日フロントメディック 代表取締役社長
取締役	堀信幸	管理担当 Asahi Crosslink Corporation取締役 株式会社朝日FR研究所取締役 朝日橡膠（香港）有限公司董事長
取締役 （監査等委員・常勤）	田崎益次	
取締役 （監査等委員・非常勤）	筑紫勝麿	丸の内中央法律事務所入所弁護士 西日本ユウコー商事株式会社社外取締役
取締役 （監査等委員・非常勤）	渡部修	

- (注) 1. 2025年6月27日開催の第55回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に渡邊陽一郎氏、滝田充氏、大槻尚文氏、堀信幸氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 2025年6月27日開催の第55回定時株主総会において、監査等委員である取締役に渡部修氏が選任され、就任いたしました。
3. 監査等委員である取締役 筑紫勝麿氏及び渡部修氏は社外取締役であります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、田崎益次氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、監査等委員である取締役 筑紫勝麿氏及び渡部修氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査等委員である取締役 筑紫勝麿氏は、旧大蔵省等での財務・会計業務に長年にわたって携わられてきたことなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者が不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた場合の損害や代表訴訟敗訴時の損害などが填補されることとなります。当該保険契約の被保険者は取締役及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、株式報酬としての業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う取締役会長については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

##### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、取締役及び監査等委員である取締役で区分して株主総会が決定する報酬総額の範囲内で、月例の固定報酬として、他社水準及び対従業員給与とのバランスを考慮しながら総合的に勘案して、取締役会で了承された方法により決定します。

##### 3. 業績連動報酬等または非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

金銭報酬における業績連動報酬は、役員賞与として該当する期間の当社の業績に連動して取締役会決議にて案を決定し、株主総会の決議により決定します。

非金銭報酬における業績連動報酬は、取締役の役位及び業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度とします。本制度は、業務執行取締役を対象に、取締役の報酬と当社の業績及び株主価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とします。業績連動報酬等は、取締役の役位に応じて当社株式の交付が行われる固定部分と、業績目標の達成度に応じて当社株式の交付が行われる業績連動部分により構成し、固定部分と業績連動部分の株式報酬基準額は、役位や基本報酬、報酬全体に占める金銭報酬と非金銭報酬の割合等を考慮して決定します。業績連動部分の短期業績割合と中期業績割合は、本制度が中長期的な業績向上と企業価値増大に資するような適切な割合を設定し、それらの合計値は1とします。

##### 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の

報酬等の支給割合の決定方針については、一定の算式に基づき、取締役の役位や役割などに応じて、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となるよう決定します。

#### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長がその具体的内容について提案し、監査等委員会の意見を反映したのち、取締役会決議にて決定します。

### ② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	
			金銭報酬 (基本報酬)	非金銭報酬 (業績連動株式報酬)
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	4名 (-)	90,240 (-)	84,060 (-)	6,180 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (3)	32,220 (12,600)	32,220 (12,600)	- (-)
合 計 (うち社外役員)	8名 (3)	122,460 (12,600)	116,280 (12,600)	6,180 (-)

- (注) 1. 上表には、当事業年度中に退任した監査等委員である取締役(社外取締役)1名を含めております。
2. 当社は、2018年6月26日開催の第48回定時株主総会決議に基づき、取締役(取締役会長、監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く)を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という)を導入いたしました。本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役に對して、当社が定める役員報酬BIP信託に関する株式給付規程に従って、役位に応じて当社株式を給付する「固定部分」と、業績目標の達成度に応じて当社株式を給付する「業績連動部分」により構成される株式報酬制度です。
3. 非金銭報酬である業績連動型株式報酬制度は、単年度業績見込みに連動した短期と中期計画に連動した中期でそれぞれ連結売上高及び連結営業利益等の目標を掲げています。当該指標を選択した理由は、当社の企業価値の向上と事業計画に対する達成度合いを測る指標として最も有効であると判断しているからです。その算定方法は毎事業年度における業績目標の達成度に応じた「短期業績連動ポイント」及び中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じて算出される「中期業績連動ポイント」の算定基礎となる「中期業績基礎ポイント」を付与し、「中期業績基礎ポイント」は毎年累積され、対象期間終了直後の6月1日に、その時点の累積値に、対象期間における中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じた業績連動係数を乗じることにより、「中期業績連動ポイント」が算出され、原則として「短期業績連動ポイント」の累積値、「中期業績連動ポイント」及び取締役の役位に応じた「固定ポイント」の累計値に応じて当社株式の交付が行われます。
4. 「短期業績連動係数」は毎事業年度における業績目標(連結売上高及び連結営業利益等)の達成度に応じて変動し、また、「中期業績連動係数」は中期経営計画に掲げる業績目標(連結売上高及び連結営業利益等)の達成度に応じて変動します。当事業年度の短期業績連動指標の目標達成度は連結売上高は約102%、連結営業利益は123%、また中期業績連動指標の目標達成度は連結売上高は約92%、連結営業利益は46%であります。

5. 非金銭報酬は当事業年度に役員株式給付引当金として費用処理した金額であり、対象となる役員の員数は4名です。
6. 金銭報酬における業績連動報酬はございません。
7. 基本報酬（金銭報酬）の算定方法については、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で、役員報酬規程に基づき、取締役の役位、職責、会社業績への貢献度を総合的に判断し、世間水準及び対従業員給与とのバランスを考慮して、取締役会で決定します。
8. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第46回定時株主総会において、年額260,000千円以内（うち社外取締役分60,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、4名です。  
また別枠で、取締役（取締役会長、監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く）について、2018年6月26日開催の第48回定時株主総会において、業績連動型株式報酬額として、当初対象期間の3事業年度を対象として、合計45,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（取締役会長及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は、4名です。
9. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第46回定時株主総会において、年額70,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

##### ② 他の法人等の社外役員の兼任状況

監査等委員である取締役 筑紫勝麿氏は西日本ウコー商事株式会社の社外取締役を兼任しておりますが、当社と西日本ウコー商事株式会社との間に特別な関係はありません。

##### ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

##### ④ 当事業年度における主な活動内容及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役の筑紫勝麿氏は、当事業年度開催された18回の取締役会のうちすべてに出席し、監査等委員会12回のうちすべてに出席いたしました。主に少数株主の視点に立った経営判断の監視と財務及び内部統制並びにガバナンスの視点での指摘と提言活動を期待し、収益構造と経営判断の根拠などに関する発言を行っています。また、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

社外取締役の渡部修氏は、2025年6月27日就任以降に開催された12回の取締役会のうちすべてに出席し、監査等委員会10回のうちすべてに出席いたしました。主に公設試験研究機関での実務を通じて精通した研究支援の適正なプロセスや公的手続きに関する知見を活かし、技術的な視点からのリスクマネジメントや事業執行の妥当性に関する発言を行っています。また、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、朝日橡膠（香港）有限公司及び東莞朝日精密橡膠制品有限公司並びに朝日科技（上海）有限公司については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当につきましては、経営基本方針のもと、株主資本の充実と長期的な収益力の維持・向上、業績に裏付けられた安定的な配当の継続を原則としております。

なお、内部留保資金は、事業の拡大や、今後予想される技術革新への対応並びに競争力強化のための設備投資に充てることにより、継続的な業績の向上、財務体質の強化を図ってまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき10円とさせていただきます予定です。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

企業価値を向上させることが同意なき買収への対抗措置の最善策と認識し、株主の皆様及び株式市場に対しての当社事業活動及び経営方針の理解を一層深めてまいります。

なお、具体的な同意なき買収への対抗措置については、現状を鑑みて、現時点では導入しておりません。

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,304,493	流 動 負 債	2,617,801
現金及び預金	2,303,478	支払手形及び買掛金	292,141
受 取 手 形	10,897	電 子 記 録 債 務	328,969
売 掛 金	1,466,027	短 期 借 入 金	600,000
電子記録債権	144,694	一年内返済予定の長期借入金	549,931
商品及び製品	620,544	リ ー ス 債 務	12,447
仕 掛 品	401,284	未 払 法 人 税 等	37,498
原材料及び貯蔵品	251,240	そ の 他	796,812
そ の 他	107,525	固 定 負 債	2,089,569
貸倒引当金	△1,200	長期借入金	1,107,572
固 定 資 産	4,426,158	リ ー ス 債 務	38,268
有形固定資産	3,711,594	役員株式給付引当金	17,385
建物及び構築物	1,108,314	退職給付に係る負債	917,268
機械装置及び運搬具	1,518,808	そ の 他	9,075
土 地	827,533	負 債 合 計	4,707,371
リ ー ス 資 産	45,187	純 資 産 の 部	
そ の 他	211,749	株 主 資 本	4,378,242
無形固定資産	29,747	資 本 金	516,870
投資その他の資産	684,816	資 本 剩 余 金	465,827
投資有価証券	262,744	利 益 剩 余 金	3,484,557
繰延税金資産	307,173	自 己 株 式	△89,012
そ の 他	115,338	その他の包括利益累計額	646,165
貸倒引当金	△440	その他有価証券評価差額金	145,007
繰延資産	1,127	為 替 換 算 調 整 勘 定	326,855
開 業 費	1,127	退職給付に係る調整累計額	174,302
資 産 合 計	9,731,779	純 資 産 合 計	5,024,408
		負 債 純 資 産 合 計	9,731,779

(注) 記載の金額の千円未満は切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,852,091
売上原価		5,997,129
売上総利益		1,854,961
販売費及び一般管理費		1,657,172
営業利益		197,789
営業外収益		
受取利息及び配当金	11,572	
雑収入	19,270	30,843
営業外費用		
支払利息	19,624	
雑支出	19,479	39,104
経常利益		189,527
特別利益		
受取保険金	18,319	
偶発損失引当金戻入額	10,947	29,267
特別損失		
固定資産除却損	7,078	7,078
税金等調整前当期純利益		211,716
法人税、住民税及び事業税	46,278	
法人税等調整額	6,510	52,788
当期純利益		158,928
親会社株主に帰属する当期純利益		158,928

(注) 記載の金額の千円未満は切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	516,870	462,350	3,417,496	△33,646	4,363,069
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△91,866		△91,866
親会社株主に帰属する当期純利益			158,928		158,928
自己株式の取得				△120,957	△120,957
自己株式の処分		3,477		65,591	69,069
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	3,477	67,061	△55,365	15,173
当 期 末 残 高	516,870	465,827	3,484,557	△89,012	4,378,242

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	99,709	303,336	114,327	517,373	4,880,443
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△91,866
親会社株主に帰属する当期純利益					158,928
自己株式の取得					△120,957
自己株式の処分					69,069
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	45,298	23,519	59,974	128,792	128,792
連結会計年度中の変動額合計	45,298	23,519	59,974	128,792	143,965
当 期 末 残 高	145,007	326,855	174,302	646,165	5,024,408

(注) 記載の金額の千円未満は切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,883,517</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,396,966</b>
現金及び預金	959,828	電子記録債務	328,969
受取手形	10,325	買掛金	236,071
売掛金	1,710,281	短期借入金	600,000
電子記録債権	124,976	一年内返済予定の長期借入金	549,931
商品及び製品	514,715	リース債務	12,447
仕掛品	342,081	未払金	407,909
原材料及び貯蔵品	197,462	未払費用	217,344
前払費用	47,218	未払法人税等	25,422
その他	9,698	預り金	12,354
貸倒引当金	△33,071	その他	6,515
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,597,891</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,209,626</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,513,063</b>	長期借入金	1,107,572
建物	976,558	リース債務	38,268
構築物	117,226	退職給付引当金	1,037,325
機械及び装置	1,348,675	役員株式給付引当金	17,385
車両及び運搬具	10,026	その他	9,075
工具器具及び備品	141,320	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,606,592</b>
土地	827,533	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	45,187	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,730,147</b>
その他	46,533	資本金	516,870
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>28,882</b>	資本剰余金	465,827
ソフトウェア	25,269	資本準備金	457,970
その他	3,612	その他資本剰余金	7,857
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>1,055,945</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>2,836,462</b>
投資有価証券	262,175	利益準備金	36,200
関係会社株式	277,817	その他利益剰余金	2,800,262
長期前払費用	11,032	別途積立金	800,000
繰延税金資産	411,428	繰越利益剰余金	2,000,262
保険積立金	74,599	<b>自 己 株 式</b>	<b>△89,012</b>
その他	19,331	評価・換算差額等	144,668
貸倒引当金	△440	その他有価証券評価差額金	144,668
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,481,408</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,874,815</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>8,481,408</b>

(注) 記載の金額の千円未満は切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,768,865
売 上 原 価		5,355,863
売 上 総 利 益		1,413,001
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,327,585
営 業 利 益		85,416
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	97,758	
為 替 差 益	3,870	
雑 収 入	22,314	123,943
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19,624	
雑 支 出	8,897	28,522
経 常 利 益		180,837
特 別 利 益		
偶 発 損 失 引 当 金 戻 入 額	10,947	
受 取 保 険 金	18,319	29,267
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,150	6,150
税 引 前 当 期 純 利 益		203,953
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	16,148	
法 人 税 等 調 整 額	11,831	27,979
当 期 純 利 益		175,974

(注) 記載の金額の千円未満は切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	516,870	457,970	4,380	462,350	36,200	800,000	1,916,155	2,752,355
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△91,866	△91,866
当 期 純 利 益							175,974	175,974
自己株式の取得								
自己株式の処分			3,477	3,477				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			-	-				
事業年度中の変動額合計	-	-	3,477	3,477	-	-	84,107	84,107
当 期 末 残 高	516,870	457,970	7,857	465,827	36,200	800,000	2,000,262	2,836,462

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	△33,646	3,697,928	99,448	3,797,376
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△91,866		△91,866
当 期 純 利 益		175,974		175,974
自己株式の取得	△120,957	△120,957		△120,957
自己株式の処分	65,591	69,069		69,069
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			45,219	45,219
事業年度中の変動額合計	△55,365	32,219	45,219	77,439
当 期 末 残 高	△89,012	3,730,147	144,668	3,874,815

(注) 記載の金額の千円未満は切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社 朝日ラバー

取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 平 井 肇  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 石 川 裕 樹  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社朝日ラバーの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社朝日ラバー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社 朝日ラバー

取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 平 井 肇  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 石 川 裕 樹  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社朝日ラバーの2025年4月1日から2026年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。内部統制システムとその運用については、継続して整備、充実することが重要であると考えております。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社朝日ラバー 監査等委員会

監 査 等 委 員	田 崎	益 次	㊞
監 査 等 委 員（社外取締役）	筑 紫	勝 磨	㊞
監 査 等 委 員（社外取締役）	渡 部	修	㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主資本の充実と長期的な収益力の維持・向上、業績に裏付けられた利益配当の継続を原則としております。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額46,147,430円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しており、特段の意見はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	わたなべ よういちろう 渡邊 陽一郎 (1967年1月5日) 男性	1989年4月 当社入社 1997年5月 株式会社ファインラバー研究所へ転籍 2000年10月 株式会社朝日ラバーへ転籍 2001年4月 当社技術部次長 2002年4月 当社高機能製品事業部長 2004年6月 株式会社ファインラバー研究所 (現株式会社朝日F R研究所) 取締役就任(現在に至る) 2009年4月 当社事業本部営業統括 グループ長 2010年4月 当社営業統括部長 2010年6月 当社取締役営業統括部長就任 2011年4月 当社取締役海外営業担当 2012年1月 朝日科技(上海)有限公司 董事長就任 2012年4月 当社取締役営業担当 2013年1月 朝日橡膠(香港)有限公司 董事長就任 2013年1月 朝日科技(上海)有限公司 執行董事就任 2015年3月 当社代表取締役社長就任 (現在に至る) 2020年6月 株式会社朝日F R研究所 代表取締役社長就任 2023年4月 Asahi Crosslink Corporation 取締役就任(現在に至る)	51,327株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の 数
2	おおつき なおふみ 大槻 尚文 (1972年9月27日) 男性	1995年4月 当社入社 2013年4月 技術本部技術2グループ長 2013年7月 東莞朝日精密橡膠制品有限公司 監事就任 2014年1月 東莞朝日精密橡膠制品有限公司 董事就任 2014年4月 福島工場技術グループ長 2016年4月 東莞朝日精密橡膠制品有限公司 董事長兼總經理就任 2020年6月 執行役員中国担当 東莞朝日精密橡膠制品有限公司 董事長兼總經理 2023年1月 執行役員技術担当 2023年4月 執行役員事業・技術担当 2024年6月 株式会社朝日FR研究所 取締役就任 2024年6月 当社取締役事業担当就任 2025年3月 株式会社朝日FR研究所 代表取締役社長就任 (現在に至る) 2025年4月 当社取締役事業・品質保証担当 兼技術本部長 2025年6月 当社専務取締役事業・品質保証担 当兼技術本部長 (現在に至る)	3,200株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
3	ほりのぶゆき 堀 信 幸 (1969年1月6日) 男性	1991年 9月 当社入社 2003年10月 管理本部総務部長 2012年 4月 管理統括部長 2013年 1月 東莞朝日精密橡膠制品有限公司 監事就任 2013年 1月 ARI INTERNATIONAL CORPORATION (現Asahi Crosslink Corporation) 取締役就任 (現在に至る) 2014年 4月 管理本部長 2020年 6月 執行役員管理本部長 2024年 4月 執行役員管理担当 2024年 6月 株式会社朝日FR研究所 取締役就任 (現在に至る) 2024年 6月 当社取締役管理担当就任 (現在に至る) 2026年 1月 朝日橡膠 (香港) 有限公司 董事長就任 (現在に至る)	3,200株
4	まとば けいじ 的 場 敬 司 (1969年11月15日) 男性  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	1994年 4月 株式会社美光入社 1996年 8月 日東商事株式会社入社 2003年 7月 当社入社 2016年 4月 営業本部大阪営業所長 2017年 4月 営業本部営業2部長 2019年 4月 営業本部開発営業部長 2024年 4月 営業本部長 2024年 6月 執行役員営業本部長 (現在に至る) 2024年 8月 株式会社朝日フロントメディッ ク取締役就任 (現在に至る)	500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者が不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた場合の損害や代表訴訟敗訴時の損害などが填補されることとなります。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、2026年7月1日の次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 取締役滝田充氏につきましては、本総会終結の時をもって、任期満了により退任いたします。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。財務・資本市場の専門知見を持つ人材を迎え、監査体制の多様性を確保し、経営の監督機能を高めるため、監査等委員である取締役を1名増員し、4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
1	たさき ますつぐ 田崎 益次 (1963年8月11日) 男性	1986年4月 当社入社 2002年4月 当社アサカラー・オプティカル 事業部技術グループ長 2010年4月 当社技術統括部技術グループ長 2011年10月 当社技術統括部統括代理兼技 術グループ長 2012年4月 当社技術統括部長 2013年4月 当社技術本部長 2014年4月 当社白河工場長 2015年8月 当社管理副本部長 2016年4月 当社管理本部長 2016年6月 当社取締役管理本部長就任 2017年6月 当社取締役品質保証担当管理 本部長 2018年4月 当社取締役管理本部長兼品質 保証部長 2020年4月 当社取締役管理・光学開発担当 2022年4月 当社取締役管理・品質・環境・ 知的財産担当 2022年5月 株式会社朝日F R 研究所取締役 就任 2024年6月 当社取締役（常勤監査等委員） 就任（現在に至る）	30,275株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の 株数
2	ちくし かつまる 筑紫勝磨 (1947年1月31日) 男性	1970年4月 大蔵省入省 1975年7月 草津税務署長 1995年7月 大阪税関長 2000年7月 造幣局長 2003年9月 サントリー株式会社入社常務 取締役就任 2011年4月 サントリーホールディングス 株式会社顧問 2012年1月 丸の内中央法律事務所入所弁 護士（現在に至る） 2015年7月 西日本ユウコー商事株式会社 社外取締役（現在に至る） 2018年6月 当社社外取締役（監査等委員） 就任（現在に至る）	13,900株
3	わたなべ おさむ 渡部 修 (1959年5月30日) 男性	1983年4月 福島県職員採用 福島県会津若松工業試験場 工芸部プラスチック科 1992年4月 福島県ハイテクプラザ 有機材料科 2009年4月 福島県ハイテクプラザ 会津若松技術支援センター所長 2013年4月 福島県商工労働部 産業創出課主幹 2018年4月 福島県ハイテクプラザ副所長 2020年4月 公益財団法人福島県産業振興セ ンターエネルギー・エージェン シーふくしまコーディネーター 2022年4月 当社アドバイザー 2025年6月 当社社外取締役（監査等委員） 就任（現在に至る）	一株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
4	おちあい あつこ 落合敦子 (1974年11月9日) 女性  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	1997年4月 株式会社野村総合研究所入所、 野村証券株式会社金融研究所 出向／転籍 2004年7月 ゴールドマン・サックス証券株 式会社入社 2009年10月 Goldman Sachs International Plc (英国) 転籍 2012年10月 Goldman Sachs (Asia) LLC (香港) 転籍 2014年9月 公益社団法人日本フィランソロ ピー協会入職 2019年7月 ビジネス向けプロコーチとして 独立 (現在に至る) 2021年5月 ジェイドグループ株式会社社外 取締役 (監査等委員) (現在に至る) 2022年5月 カディラキャピタルマネジメン ト株式会社監査役 (現在に至る) 2026年3月 当社アドバイザー (現在に至る)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 筑紫勝麿氏、渡部修氏、落合敦子氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1)筑紫勝麿氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、同氏は、旧大蔵省での財務・会計業務を長年にわたって携わられてきたことによる豊富な知識と弁護士としての幅広い見識を、当社の監査業務やコンプライアンス活動等に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

- (2)渡部修氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、有機化学や分析化学等の専門知識を有し、長年にわたり福島県の公設試験研究機関で研究支援や企業支援の業務に携わられてきたことから、豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- (3)落合敦子氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、同氏は金融機関における豊富な経験と高い見識、及びESG・CSR・女性活躍推進分野での経験と見識を当社の中期経営計画達成に向けた監査・監督に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 当社と筑紫勝麿氏、渡部修氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。筑紫勝麿氏、渡部修氏が選任された場合には、両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。また、落合敦子氏の選任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は筑紫勝麿氏、渡部修氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、筑紫勝麿氏、渡部修氏が社外取締役に選任され就任された場合には、二氏は引き続き独立役員となる予定であります。また、落合敦子氏は会社法第2条15号に規定される社外取締役候補者であり、本定時株主総会での選任が承認可決された場合、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者が不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた場合の損害や代表訴訟敗訴時の損害などが填補されることとなります。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、2026年7月1日の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) スキル・マトリックス

当社の取締役会は、会社経営において重要なスキルを次のとおり特定し、監査等委員である取締役を含む取締役に対して、その能力を十分に発揮することを期待しております。

製造業である当社の会社経営において、「企業経営」「ものづくり・品質」「研究技術開発」「営業マーケティング」「財務・経理」「金融・資本政策」「人事・育成」「法務・コンプライアンス」「グローバル事業」のスキルはあらゆる判断のベースになります。

本総会における第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」および第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が承認可決された場合、各取締役が保有しているスキルおよび当社が各取締役に発揮を期待しているスキルは、以下のとおりとなります。

	企業経営	ものづくり・品質	研究技術開発	営業マーケティング	財務・経理	金融・資本政策	人事・育成	法務・コンプライアンス	グローバル事業
取締役 渡 邊 陽一郎	○	○		○					
取締役 大 槻 尚 文	○		○						○
取締役 堀 信 幸					○		○	○	
取締役 的 場 敬 司				○					○
監査等委員取締役 田 崎 益 次		○	○					○	
監査等委員取締役 筑 紫 勝 麿	○				○			○	
監査等委員取締役 渡 部 修		○	○						
監査等委員取締役 落 合 敦 子						○	○		○

(注) 専門性の高い項目を最大3つ記載しております。

○がついているスキルしか保有していないということではありません。

## 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容の一部改定の件

### 1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、取締役（取締役会長、監査等委員である取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「現行制度」という。）について、2018年6月26日開催の第48回定時株主総会においてご承認いただき、現行制度の導入に至っております。

今般、現行制度導入後の経営環境および経済情勢等の変化を勘案し、持続的な企業価値向上の促進に必要なインセンティブである役員報酬の見直しを行い、現行制度の内容を一部改定した業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を継続することといたしました。

現行制度においては、単年度業績および中期経営計画の達成度に連動した評価を行っておりますが、これまでは当該評価結果に基づく株式交付を中期経営計画終了時に一括して実施しておりました。現行制度の趣旨をより適切に反映するとともに、役員による当社株式の保有をより早期化することにより、株主との利害共有を一層明確化し、中長期的な企業価値向上に資する意思決定を促す観点から、固定部分および短期業績連動部分については毎事業年度ごとに株式を交付し、中期業績連動部分については中期経営計画終了時に交付する仕組みへの改定いたします。あわせて、当社の経営体制の見直しにより取締役の増員等を勘案し現行制度に係る対象者範囲の見直しを行うとともに、当社が抛出する金員の上限および取締役に交付がなされる当社株式の数の上限を改定いたします。また、各交付株式には、監査等委員である取締役を含む取締役のいずれの地位をも退任するまで譲渡制限を付すことにより、在任期間を通じた当社株式価値への意識を高め、株主の皆さまと価値共有を一層促進し、中長期的な企業価値向上に向けたコミットメントの強化を図ってまいります。

本制度の内容の一部改定は、取締役に対象に、取締役の報酬と、当社の業績および株主価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、相当であると考えております。

本議案は、2016年6月21日開催の第46回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額260百万円以内。このうち社外取締役分は年額60百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人給分とは含まない。）とは別枠で、取締役に對して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。

## 2. 本制度における報酬等の額および内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社の中期経営計画の期間に対応した事業年度（以下「対象期間」という。）を対象として、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に当社株式の交付が行われる株式報酬制度であり、役位に応じて当社株式の交付が行われる「固定部分」と、単年度の業績目標の達成度に応じて当社株式の交付が行われる「短期業績連動部分」、対象期間の業績目標達成度に応じて当社株式の交付が行われる「中期業績連動部分」により構成されます（詳細は下記(2)以降のとおり。）。

①本制度の対象となる 当社株式の交付の対象者	・当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。）
---------------------------	---

②本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 (下記(2)のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・16百万円に対象期間の年数を乗じた金額</li> <li>・なお、改定後の当初対象期間においては、5事業年度を対象として80百万円（当初の対象期間は2031年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度）</li> </ul>
当社株式の取得方法（下記(2)のとおり。）および取締役に交付がなされる当社株式の数の上限（下記(3)のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得予定</li> <li>・取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの上限は、22,000ポイント（22,000株相当）</li> <li>・取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの上限に相当する株式数の発行済株式総数（2026年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.48%</li> </ul>

③業績達成条件の内容 (下記(3)のとおり。)	・業績目標（連結売上高および連結営業利益等）の達成度に応じて変動
----------------------------	----------------------------------

④当社株式の交付の時期 (下記(4)のとおり。)	<p>&lt;固定部分および短期業績連動部分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイント数に相当する数の当社株式を毎事業年度終了後に交付</li> <li>・交付された株式には、監査等委員である取締役を含む取締役のいずれの地位をも退任するまで譲渡制限を付します</li> </ul>
	<p>&lt;中期業績連動部分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイント数に相当する数の当社株式を対象期間終了後に交付</li> <li>・交付された株式には、監査等委員である取締役を含む取締役のいずれの地位をも退任するまで譲渡制限を付します</li> </ul>

## (2) 当社が拠出する金員の上限

改定後の対象期間は、2027年3月31日で終了する事業年度から2031年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度（以下「改定後当初対象期間」という。）とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度を新たな対象期間とします。

当社は、本制度の改定により、16百万円に当該対象期間の年数を乗じた金額（ただし改定後当初対象期間は、2027年3月31日で終了する事業年度から2031年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度とし、80百万円）を上限とする金員を、当社の取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間の信託（以下「本信託」という。）の期間の延長および追加信託を行うことにより、本制度を継続します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は、信託期間中、取締役に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式の交付を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度を新たな対象期間とし、信託期間を延長します。当社は延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式の交付を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する金員の合計額は、本株主総会で承認決議を得た範囲内とします。

## (3) 取締役が交付がなされる当社株式の数の算定方法および上限

信託期間中の毎年6月1日に、「固定部分」については、取締役の役位に応じた「固定ポイント」が付与され、「業績連動部分」については、毎事業年度（改定後、初回は2027年3月31日で終了する事業年度）における業績目標の達成度に応じた「短期業績連動ポイント」および中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じて算出される「中期業績連動ポイント」の算定基礎となる「中期業績基礎ポイント」が付与されます。

「中期業績基礎ポイント」は毎年累積され、対象期間終了直後の6月1日に、その時点の累積値に、対象期間における中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じた業績連動係数を乗じることにより、「中期業績連動ポイント」が算出されます（各ポイントの算定方法は以下のとおり。）。

取締役には、原則として「固定ポイント」、「短期業績連動ポイント」および「中期業績連動ポイント」に応じて当社株式の交付が行われます。

①固定部分

(固定ポイント)

固定部分の株式報酬基準額<sup>\*1</sup> ÷ 平均取得単価<sup>\*3</sup>

②業績連動部分

(短期業績連動ポイント)

業績連動部分の株式報酬基準額<sup>\*1</sup> × 短期業績割合<sup>\*2</sup> ÷ 平均取得単価<sup>\*3</sup> × 短期業績連動係数<sup>\*4</sup>

(中期業績基礎ポイント)

業績連動部分の株式報酬基準額<sup>\*1</sup> × 中期業績割合<sup>\*2</sup> ÷ 平均取得単価<sup>\*3</sup>

(中期業績連動ポイント)

中期業績基礎ポイントの累計値 × 中期業績連動係数<sup>\*4</sup>

※ 1 「固定部分の株式報酬基準額」および「業績連動部分の株式報酬基準額」は、役位や基本報酬、報酬全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合等を考慮して決定します。

※ 2 「短期業績割合」および「中期業績割合」は、本制度が中長期的な業績向上と企業価値増大に資するよう適切な割合を設定し、それらの合計値は1とします。

※ 3 本信託による当社株式の平均取得単価。信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を延長した場合には、延長後に本信託が取得した当社株式の平均取得単価となります。

※ 4 「短期業績連動係数」は毎事業年度における業績目標（連結売上高および連結営業利益等）の達成度に応じて変動し、また、「中期業績連動係数」は中期経営計画に掲げる業績目標（連結売上高および連結営業利益等）の達成度に応じて変動します。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされません。

取締役が付与される1事業年度あたりのポイントの上限（固定ポイント、短期業績連動ポイントおよび1事業年度あたりの中期業績基礎ポイントに中期業績連動係数の最大値を乗じることで得られる値の和）は、22,000ポイントとします。このポイントの上限は、上記(2)の当社が抛出する金員の上限を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役に対する当社株式の交付の時期

受益者要件を充足した取締役は、下記に定める時期に、所定の受益権確定手続きを行うことにより、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受けるものとします。

①固定部分および短期業績連動部分：毎事業年度終了後

②中期業績連動部分：対象期間終了後

各時期に交付された株式には、監査等委員である取締役を含む取締役のいずれの地位をも退任するまで譲渡制限を付すことといたします。

譲渡制限期間中に取締役としての職務・社内規定の重大な違反や、会社の意思に反した自己都合退任等の一定の非違行為等があった場合には、当該取締役に交付された当社株式について、譲渡制限を解除せず、当社が無償で取得できるものとします。

なお、信託期間中に取締役が死亡した場合、その時点までに付与されたポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を、死亡後速やかに当該取締役の相続人が受けるものとします。信託期間中に取締役が国内非居住者となった場合は、その時点までに付与されたポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を、当該取締役が受けるものとします。これらの場合、中期業績連動ポイントに代えて中期業績基礎ポイントの累積値を適用します。

#### (5) 当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

#### (6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については、2026年5月14日付プレスリリース「取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

## 第5号議案 当社株式等の大規模買付け等に関する対応策（買収への対応方針）の導入の件

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、下記の通り、当社株式等の大規模買付け等に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本プランは、当社取締役会の決議により導入され、同日付けで効力を生じるものとなりますが、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、本総会において本プランの導入についてご承認をお願いするものであります。

### 記

#### 当社株式等の大規模買付け等に関する対応策

##### Ⅰ. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付け等であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付け提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付け提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付け提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

## Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

### 1. 企業価値向上への取組み

#### (1) 当社の経営理念と経営方針

当社は、「個性を尊重し特徴ある企業に高めよう。豊かな人間関係、生活の向上を目指し社会に奉仕しよう。」という社訓を掲げています。この精神に基づき、経営基本方針の骨子として「広く社会に貢献すること」「人間として成長していくこと」を定め、一人ひとりの自主的な成長を重んじつつ、社会や組織に最大限貢献できる人材の育成に注力してきました。

現在、当社は2030年を見据えた長期ビジョン「AR-2030VISION」を策定しており、「弾性無限の創造で持続的な価値向上がつながる社会に貢献する企業へと成長し続ける」ことを目指すべき姿としています。また、その行動指針を「ステークホルダー・エンゲージメントを高める」と定め、あらゆるステークホルダーとの対話を通じて企業価値を高める経営を実践しています。

当社の存在価値は、独自のコア技術である「色と光のコントロール技術」「素材変性技術」「表面改質及びマイクロ加工技術」を活かした高付加価値な製品開発を通じて市場に貢献することであり、「機動力・対応力・誠実」という「朝日ラバーらしさ」を磨き続けることで、持続的な成長を実現してまいります。

#### (2) 中期経営計画 ー 第15次中期経営計画

当社は、「AR-2030VISION」の実現とその先の将来像を描くため、2026年度を開始年度とする5か年の「第15次中期経営計画」を策定し、2026年5月14日に開示いたしました。本計画では「Beyond 2030」をテーマに掲げ、「ウェルネスブランディングで持続的な成長を目指す」という経営方針のもと、「モビリティ」「医療」「スポーツ・健康」「生活」の4つを重点市場として再定義しています。具体的な戦略として、①重点市場（ウェルネス）への貢献、②事業領域の基盤強化、③Well-beingを高める、④地域社会貢献、の4つの柱を推進してまいります。特に、従来の受託製造（OEM）から自社設計・開発を行うODM企業への成長を目指し、部品メーカーから高付加価値な商品そのものを提供できる領域への拡大を図ります。

定量目標としては、連結売上高100億円以上、連結営業利益率5%以上を掲げ、スローガン「一主体性をもって挑戦 ー 飛躍」を合言葉に、全社一丸となってさらなる企業価値の向上に邁進してまいります。

## 2. コーポレート・ガバナンスについて

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「継続的な成長を通して、企業価値を高めていくという経営の基本方針を実現するために、経営の透明性・健全性を高め、コンプライアンス経営を徹底する」ことであり、これを経営上の重要課題と位置付けています。グループ全体の企業価値最大化を図るためには、適時・適切な情報開示とガバナンスの強化が不可欠であると認識しており、「内部統制システムに係る基本方針」に基づき、実効性のある体制の整備と運用に努めています。

## (2)企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は、経営の機動性を高めつつ、監督機能を一層強化することを目的として「監査等委員会設置会社」の体制を採用しています。この体制では、社外取締役を含む監査等委員である取締役に取締役会での議決権を付与しており、これにより経営の透明性を確保し、監査・監督機能の充実を図っています。

透明性の高い経営の実現と、迅速な意思決定による機動的な経営の両立を目指すことが、当社の持続的な発展と中長期的な企業価値向上に最も適した統治体制であると判断しています。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿って導入されたものであり、当社株式等の大規模買付等を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付等を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

なお、2026年3月末日現在における当社株主の状況は、別紙3の通りであります。

### 2. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン導入時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。

なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付等に係る提案を受けているわけではありません。

### 3. 本プランの内容

#### (1)本プランに係る手続

##### ①対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)、(ii)又は(iii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(iii)上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為(但し、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合又は株式等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限りです。)

##### ②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

##### (i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii)買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii)買付者等が提案する大規模買付等の概要(買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等)その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

### ③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(a)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

(i)買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）

(ii)大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）

(iii)大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に外部専門家の意見を聴取した場合における当該外部専門家の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

(iv)大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

(v)大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

(vi)買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

(vii)買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

(viii)大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(ix)大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その

他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

#### ④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(i)対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ii)その他の大規模買付等の場合には最大90日間

上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主の皆様速やかに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとしてします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適切かつ適切に株主の皆様速やかに開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様速やかに代替案を提示することもあります。

#### ⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとしてします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることが出来るものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告又は決議をした場合には、当社取締役会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

( i )買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

( ii )買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、別紙4に掲げる事由等により、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

#### ⑥取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

#### ⑦対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、( i )買付者等が大規模買付等を中止した場合又は( ii )対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### ⑧大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとし、

#### (2)本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)②に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)②に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとし、

#### (3)本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から2029年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとし、また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとし、他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様へ実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様へ実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

#### 4. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の

諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」、及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容を踏まえています。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるといった目的をもって導入されるものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、当社の本定時株主総会にて、株主の皆様のご賛同を得たうえで導入するものです。また、上記3. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 5. 株主及び投資家の皆様への影響

### (1)本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の3. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

### (2)本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3. (1)⑦に記載の手続等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3)本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上

## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規程を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1)本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
  - (2)本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
  - (3)本プランの廃止及び変更
  - (4)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

## 独立委員会委員の略歴

筑紫 勝麿（ちくし かつまろ） 1947年1月31日生

1970年4月 大蔵省入省  
1975年7月 草津税務署長  
1995年7月 大阪税関長  
2000年7月 造幣局長  
2003年9月 サントリー株式会社入社 常務取締役就任  
2011年4月 サントリーホールディングス株式会社顧問  
2012年1月 丸の内中央法律事務所入所弁護士（現任）  
2015年7月 西日本ユウコー商事株式会社社外取締役（現任）  
2018年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）

渡部 修（わたなべ おさむ） 1959年5月30日生

1983年4月 福島県職員採用福島県会津若松工業試験場工芸部プラスチック科  
1992年4月 福島県ハイテクプラザ有機材料科  
2009年4月 福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター所長  
2013年4月 福島県商工労働部産業創出課主幹  
2018年4月 福島県ハイテクプラザ副所長  
2020年4月 公益財団法人福島県産業振興センターエネルギー・エージェンシーふくしま  
コーディネーター  
2022年4月 当社アドバイザー  
2025年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）

落合 敦子（おちあい あつこ） 1974年11月9日生

1997年4月 株式会社野村総合研究所入所、野村證券株式会社金融研究所 出向/転籍  
2004年7月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社  
2009年10月 Goldman Sachs International Plc（英国）転籍  
2012年10月 Goldman Sachs (Asia) LLC（香港）転籍  
2014年9月 公益社団法人日本フィランソロピー協会入職  
2019年7月 ビジネス向けプロコーチとして独立（現任）  
2021年5月 ジェイドグループ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）  
2022年5月 カディラキャピタルマネジメント株式会社監査役（現任）  
2026年3月 当社アドバイザー（現任）

※筑紫勝麿氏、渡部修氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、独立役員として東京証券取引所に届け出ています。また二氏と当社との間において、顧問契約等の関係はございません。落合敦子氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補であり、本定時株主総会での選任が承認可決された場合、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定と  
しています。

以上

## 大株主の状況（2026年3月31日現在）

順位	氏名	保有株式数	持株比率
1	有限会社伊藤コーポレーション	477,500	10.35%
2	晋文金属株式会社	343,100	7.44%
3	朝日ラバー従業員持株会	243,928	5.28%
4	佐藤 尚美	228,700	4.96%
5	朝日ラバー共栄持株会	223,000	4.83%
6	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	222,528	4.82%
7	株式会社東邦銀行	207,400	4.49%
8	株式会社武蔵野銀行	196,500	4.26%
9	黄 聖博	139,000	3.01%
10	横山 林吉	138,360	2.99%

以 上

## 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10. その他1. から9. までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以上

## 新株予約権無償割当ての概要

## 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

## 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします

## 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

## 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

## 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

## 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

【ご案内】株主懇親会中止のお知らせ

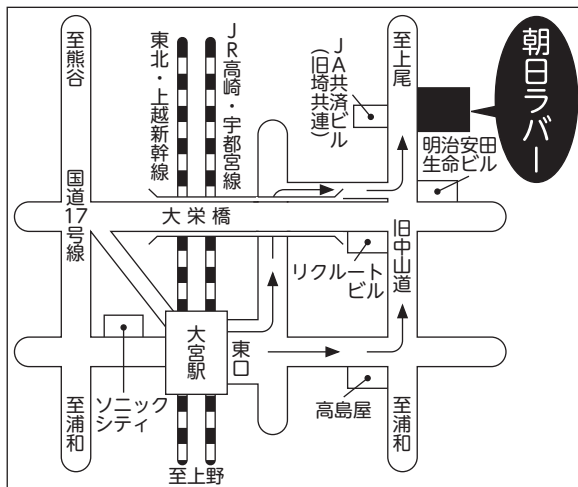
今年の株主懇親会は中止とさせていただきます。  
また、ご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。  
株主の皆様には、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

第56回 定時株主総会会場ご案内図

株式会社朝日ラバー 本社 8階会議室

埼玉県さいたま市大宮区土手町二丁目7番2  
電話048-650-6051

交通 JR大宮駅より、徒歩約15分  
(大宮駅東口を出てJA共済ビル向かい側)



◎駐車場の設備がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。

◎当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。